

内日角区取り決め事項

(平成26年3月の協議委員会で最終改訂)

- 1、通夜・葬儀の連絡、案内について
 - ・町会長は町内での死亡者、葬儀等の情報を速やかに区長に報告する。
 - ・町会長は町内の協議委員、班長と連絡をとり、遺族の求めに応じ通夜・葬儀の受付等を行う。
 - ・連絡を受けた区長は、遺族を弔問するとともに、必要に応じて区内の関係者に連絡する。
 - ・副区長は、区内の掲示板に通夜・葬儀案内を掲示する。
- 2、葬儀の参列について
 - ・区長は区を代表し葬儀に参列する。区長は役員を代理に出席させることができる。
- 3、香典、香典返しについて
 - ・区としての香典は10,000円とする。
 - ・区内の香典返しは廃止することとし、礼状のみとする。
- 4、病氣見舞について
 - ・区行事等での事敗者への見舞については、区として10,000円を支給する。
 - ・区役員の入院見舞については、区として入院10日以上の場合10,000円を支給する。
 - ・前項入院については家族又は町会長の申請により実施する。
- 5、火災等災害見舞について
 - ・区内での火災事故については、被災者には区として見舞金50,000円を支給する。
ただし、居住住宅とし、ボヤの場合は支給しない。
 - ・水害、台風等の災害の場合は、半壊状態以上の居住住宅に対し、見料金を50,000円支給する。
- 6、事故及び行方不明者の捜索について
 - ・親族から区長、町会長に動員要請を受けた場合、公民館に捜索本部を置くものとする。
 - ・捜索は区役員と当該町会員で協力することを原則とし、捜索続行及び増員を必要とする場合は、区長が各町会長に動員を要請する。
- 7、火災事故等について
 - ・区は消火活動の現場において必要に応じて、炊き出し等を行う。
 - ・消火活動後について、区に対し後始末等の動員要請があった場合は、区執行部及び当該町会員で行う。
 - ・区は出勤をした消防等関係各種団体に対し謝意を示す。
- 8、「区費その他の徴収作業」、「ゴミステーション管理」、「回覧板の取り扱い」、「夜回りの巡回」の方法は、各町会の定めに従うものとする。

この規定は平成26年4月6日から施行する。この規定の改廃は役員会議に諮り、協議委員会で決定するものとする。